

## あきる野市観光施設指定管理者審査要領

本要領は、あきる野市観光施設「秋川橋河川公園」、「第1水辺公園リバーサイドパークーの谷」及び「第4水辺公園秋川ふれあいランド」（以下「河川公園等」という。）の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を総合的な観点により審査するための方法、基準等を示すものである。

### 1 審査対象団体

河川公園等は、河川管理者から市が河川占用の許可を受け、観光客の利便性と河川環境保全を目的にバーベキュー場としてトイレ、水道施設及び洗い場を整備している。

また、河川公園等は従前からその管理運営をあきる野市観光協会（以下「観光協会」という。）に委託しており、平成18年度からは指定管理者制度により、引き続き、観光協会が管理運営をしている。

河川公園等の利用者は、平成18年度に約8万人、平成19年度に約8万7千人、平成20年度に約9万2千人、平成21年度に約9万3千人と年々増加しており、市を代表する観光施設として定着している。

この間、観光協会は、バーベキューの直火禁止や市が所有する施設内の公衆トイレの光熱水費の負担等とともに、修繕等の維持管理を自主的に行うなど、清流秋川の水質保全や施設の整備にも積極的に取り組み、利用者の利便性の向上も図られており、指定管理者としての実績も評価できる。

また、観光協会は、市内の観光関連事業者及び商業者等200を超える事業者が会員となっている団体であり、市の観光行政及び地域経済を支える重要な組織として、観光事業の振興、観光資源の保全、観光客の誘致、観光施設の充実改善、観光施設の管理運営などの事業に積極的に取り組んでいる。具体的な活動としては、とうろう流し及び芋煮会と伝統漁法のイベントを主催し、夏まつり、ヨルイチ、百日紅まつり、産業祭、日本山岳耐久レースなど多くの観光関連事業の支援を行っているとともに、市の観光トイレの維持管理、南沢あじさい山及び養沢川のホタルなどの観光に際しての安全管理など積極的な支援も行っている。

以上のように、観光協会は、市の観光行政に大きく貢献し、市と協働で観光まちづくりを支え、良好なサービスの提供に継続的に努めてきた実績があり、本施設の管理を引き続き行うことにより、安定した行政サービスの提供と事業効果が期待できるため、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、本施設における候補者の審査の対象団体を観光協会とする。

(参考)

河川公園等の利用者数及び売上額一覧表

年 度	利用者数 (人)	売上額 (円)
平成18年度	約79,800	55,309,550
平成19年度	約87,500	63,539,500
平成20年度	約92,000	66,606,970
平成21年度	約92,800	72,957,760

## 2 観光施設の概要

### (1) 施設の名称及び位置

名 称	位 置
秋川橋河川公園	あきる野市留原750番地の1先から871番地の3先までの河川右岸
第1水辺公園リバーサイドパークーの谷	あきる野市引田776番地
第4水辺公園秋川ふれあいランド	あきる野市小川1343番地101

### (2) 施設の規模

名 称	規 模
秋川橋河川公園	公園総面積 22,729.81 m <sup>2</sup>
第1水辺公園リバーサイドパークーの谷	公園総面積 9,829 m <sup>2</sup>
第4水辺公園秋川ふれあいランド	公園総面積 7,912 m <sup>2</sup>

## 3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設の利用等に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) 環境保全協力費等の徴収に関すること。
- (4) 施設の利用促進を図るための企画実施に関すること。
- (5) その他設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務に関すること。

## 4 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(5年間)

## 5 指定管理者の指定管理料

なし

## 6 提出書類

観光協会は、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条に規定する指定管理者指定申請書に次の書類を添えて、平成22年10月8日までに申請するものとする。なお、提出する部数は、正本1部、副本12部とし、(1)及び(2)の書類は、各施設について作成すること。

### (1) 指定管理者としての管理運営の状況について

- ア 事業報告書の写し（平成18年度～平成21年度）
- イ 施設の管理運営に係る改善等の取組について
  - ・ 各種事業やサービス等の向上の取組など（平成18年度～平成22年度）
  - ・ 収支予算の決算状況など（平成18年度～平成21年度）

### (2) 事業計画書

- ア 団体の経営方針について
- イ 施設の運営方針について
- ウ 施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について
  - ・ 各種事業やサービス等の向上の取組など（平成23年度～平成27年度）
- エ 施設の管理運営について
  - ・ 事業計画書（平成23年度～平成27年度）
- オ 人員体制について
  - ・ 職員の配置計画
  - ・ 職員の研修計画
- カ 収支見込みについて
  - ・ 収支予算書（平成23年度～平成27年度）
- キ 個人情報の保護対策及び情報公開について
- ク 苦情処理体制について
- ケ 危機・安全管理体制について
- コ 環境への配慮について
- サ 地域や他施設等との連携について

### (3) 団体の経営状況について

- ア 規約
- イ 団体の事業計画書及び収支予算書（平成22年度）
- ウ 役員名簿

## 7 候補者の審査方法

### (1) 候補者の審査方法

観光協会から申請された提出書類を受け、あきる野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類とプレゼンテーション（業務内容提案）を基に総合的に審査を実施する。

## (2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、観光協会からの説明を15分間、選定委員会の委員からの質疑応答を15分程度実施の上、次に示す評価基準により審査を行う。

## 8 評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は、次のとおりとする。

評価は、「良い」、「普通」、「悪い」の3段階評価とし、各評価項目について評価する。

評価項目		評価		
		良い	普通	悪い
1	指定管理者としての管理運営の状況について			
2	施設の管理運営に係る改善等の取組について			
3	団体の経営方針について			
4	施設の運営方針について			
5	施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について			
6	施設の管理運営について			
7	人員体制について			
8	収支見込みについて			
9	個人情報の保護対策及び情報公開について			
10	苦情処理体制について			
11	危機・安全管理体制について			
12	環境への配慮について			
13	地域や他施設等との連携について			
14	団体の経営状況について			
評価合計				

## 9 候補者の決定

評価基準に基づき提出書類とプレゼンテーションの内容を評価し、選定委員会の各委員の評価合計を集計する。この集計結果を基に、選定委員会において審議し、本施設の設置目的を効果的に達成することができると思われる場合には、観光協会を候補者とする。ただし、指定管理者としての能力を有しないと判断される場合には、別途、候補者の選定を行う。

## 10 審査結果

選定委員会の審査結果については、観光協会に文書で通知するとともに、団体名、評価結果、総合的な評価点、候補者として選定した団体の選定理由及び事業内容の提案概要について、市ホームページで公表する。